



シリーズ202

# 高めよう！ 人権意識

## 心のかけ橋

問 人権推進課  
(☎928-1006)

知っていますか？

障害者差別解消法

「障がい理由とした差別」を  
なくす法律です

4月1日から、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されます。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくることをめざしています。

そのためには、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められます。

### 「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由もなく、障がいがあることを理由にサービスなどの提供を

拒否したり、制限したりすることなどです。例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れないことやアパートを貸さないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは「不当な差別的取り扱い」と考えられます。ただし、他に方法がない場合などは当てはまらないこともあります。

### 「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮をすることです。

社会的障壁とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るときに障壁となるものです。例えば、利用しにくい設備・施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見などを指します。

どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、個別のケースで異なります。例えば、  
○車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをする

○障がいのある人の特性に応じた手段（筆談・読み上げなど）で対応

する  
などがあります。

不当な差別的  
取り扱いとは、  
行政機関だけ  
ではなく、会  
社やお店など  
の民間事業者  
にも禁止され  
ます。また、  
障がいのある  
人への合理的  
配慮の提供に

	行政機関	民間事業者
不当な差別的 取り扱い	してはいけ ない	してはいけ ない
合理的配慮	しなければ ならない	するように 努力

については、行政機関には法的な義務がありますが、民間事業者は障がいのある人が困らないように努力することになっています。

### 障がいを理解し、共に助け合う 社会をめざして

障がいのある人が不便を感じることは、社会にまだたくさんあります。困っている人を見かけたら、一声かけて自分にできることはないかを尋ねてみましょう。障がいを理由とする差別を解消することは社会全体の責務です。一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

問 障がい福祉課 (☎928・1062)

「人権は 差別をなくす 合言葉」